

お医者さんと禁煙しませんか？

= 禁煙治療(禁煙外来) =



◎タバコの害は喫煙者だけではなく周りのみんなの問題

タバコの煙には、依存症を引き起こすニコチン、発ガン物質の塊であるタール、ビタミンCやコラーゲンを破壊する一酸化炭素といった様々な有害物質が含まれています。

◎本人より家族の被害が大きい副流煙

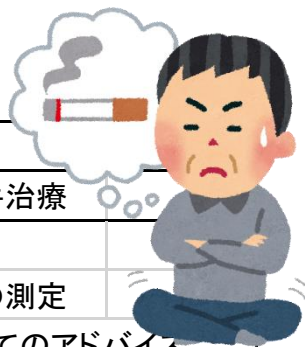
タバコ吸っている本人よりも、副流煙を吸う家族の方の「害」が大きいことが分かっています。日本でも2002年に「健康増進法」が施行され、受動喫煙の防止が徹底されるようになりました。駅や病院、教育機関などの公共施設。カフェやレストランでも全面的に禁煙するところが増えています。

2006年4月から禁煙治療が保険適応されることになりました。これは喫煙を単なる習慣や嗜好と考えるのではなく、ニコチン依存症という病気としてとらえ、必要な治療を行うという考え方です。治療は一定の条件を満たした喫煙者なら、どなたでも受けることができます。

この特集では、禁煙治療の内容や費用などについてご案内します。

◎診療日時 毎週火曜日 午後2時からの予約制

◎治療内容 初回診療から再診4(終了)までの5回、期間は12週



回	受診時期	治療内容
1	治療前の問診	禁煙治療のための条件治療
	初回治療	①診察
2	再診1(2週間後)	②呼気一酸化炭素濃度の測定
3	再診2(4週間後)	③禁煙実行、継続に向けてのアドバイス
4	再診3(8週間後)	④禁煙補助薬の処方
5	再診4(12週間後)	

◎治療費用

- ・ニコチンパッチ(貼り薬)…自己負担額(3割)約12,000円
- ・バレニクリン(飲み薬)…自己負担額(3割)約18,500円

◎禁煙の補助薬

- ・ニコチンパッチ…健康保険が使える、ニコチンを皮膚から吸収させ、離脱症状を抑制します。禁煙開始日から使用し、8週間の使用期間を目安には貼り薬のサイズの大きいものから小さいものに切り替えて使用します。
- ・バレニクリン…健康保険が使える、ニコチンを含まない飲み薬です。禁煙時の離脱症状だけでなく、喫煙による満足度も抑制します。禁煙を開始する1週間前から飲み始め、12週間服用します。

※COPD(慢性閉塞性肺疾患)はタバコの煙を主とする有害物質を長時間吸入することに生じる肺の炎症のこと

